

小牧市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第15号

## 小牧市市営住宅条例の一部を改正する条例

小牧市市営住宅条例（平成9年小牧市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号ア中「(ウ)まで」を「(エ)まで」に改め、同号アに次のように加える。

(エ) 入居者の年齢に配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）の年齢を加えて得た数が70以下である場合で、入居者がaからcまでのいずれかに該当する者である場合

a 婚姻の日後1年以内の者

b 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者と同居を開始した日後1年以内の者

c 4月以内に婚姻の届出をしようとする者

第12条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人1人の署名する」を削り、同号ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「、第1項第1号ただし書の規定により家賃債務保証委託契約書の写しを添付する場合又は前項の規定により連帯保証人の署名を要しないこととなった場合は」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第18条第1項中「第12条第6項」を「第12条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。